

事務連絡
令和5年6月23日

各障害福祉サービス事業所等
管理者様

奈良市福祉部障がい福祉課長

令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告書の提出について（依頼）

平素は、本市福祉行政にご協力頂き、御礼申し上げます。

さて、令和4年度に福祉・介護職員処遇改善加算等の算定を受けた事業所等については、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月10日障発0310第1号 ※**令和4年度**の事務処理手順）において示されているとおり、障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出が必要となります。

つきましては、下記の要領にて実績報告書を提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出期限

令和5年7月31日（月）（当日消印有効）

※期日までに実績報告書の提出が無い場合は、要件違反となりますので算定された加算額を返還いただきます。

2. 提出書類

(1) 様式3-1

(2) 様式3-2

(3) 様式3-3

(4) 別紙4 → 該当する事業者のみ提出

提出必須書類

※根拠資料は今回の実績報告においても提出不要ですが、本市から提出を求めた際に対応できるよう各事業者において適切に保管してください。

3. 各種様式について

奈良市障がい福祉課ホームページ「障がい福祉課から事業者の方へ」

(<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/>)

上記ホームページ内の新着情報もしくは、「報酬・加算」欄の「福祉・介護職員処遇改善

加算及び特定処遇改善加算等について」をご確認ください。

※書式については、必ず上記ホームページより最新の書式をダウンロードしてください。

※ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を実施している事業所については、**按分した上で、障害福祉サービス分の報告は、障がい福祉課制定の様式で実績報告を行ってください。**

4. 提出方法

・原則**郵送**にて提出してください。

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市福祉部 障がい福祉課 指定係 宛

※ 封筒に「**令和4年度処遇改善加算実績報告書在中**」と記載してください。

5. 留意事項

・加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、上回っていない場合は、一時金等により追加で支払うなど、加算による収入全額を必ず賃金改善に充てるようにしてください。悪質な事例については返還の対象となりますので注意してください。

・算定実績が無い場合でも、処遇改善加算等を取得している事業者は、実績報告を行ってください。

・実績報告書作成にあたっては、実績報告様式のエクセルの「はじめに」のシートの内容を必ずご確認ください
なお、実績報告に関するご不明な点は、下記メールアドレス宛に質問票送付にてお尋ねください。

【問合せ先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課

指定係

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

MAIL : jigyouqa@city.nara.lg.jp